

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (甲 D 号 証)

平成20年6月5日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 弁護士 廣瀬理夫

同 弁護士 中丸素明

同 弁護士 植竹和弘

同 弁護士 拝師徳彦

同 弁護士 及川智志

同 弁護士 島田 亮

同 弁護士 山口 仁

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	鑑定意見書:ハッ場ダム湛水域斜面の 地すべり危険度と地すべり対策の評価	写	H20.2.7	奥西一夫
甲D第14号証	立 証 趣 旨			
	<p>本件ダム計画においては、湛水地すべりの発生可能性についての調査・検討が不十分であり、地すべり対策も不十分であることから、本件ダム計画は発生可能性のある湛水地すべりに対する安全保障を欠き湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くこと</p> <p>1) ダム湛水域において地すべりが発生することは湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全上絶対にあってはならないこと</p> <p>2) 林地区と上湯原地区の地すべり地形は、古期大規模地すべりと断定されることから、ダム湛水によって地すべりが再滑動する可能性があるのに、本件ダム計画における地すべり危険斜面の認識においては、前記再滑動の可能性が考慮されていないこと</p> <p>3) 国土交通省指定の地すべり危険斜面のうち、上湯原地区の地すべりブロックに建設中の宅地造成地で、地すべりが起こったことを疑うべき継続的変位がみられるのに、同ブロックは「湛水による地すべりの可能性が考え難い場所」として地すべり対策の対象からはずされていること</p> <p>4) 国土交通省指定の地すべり危険斜面のうち、林地区の地形・地質構造からは、同地区の地すべりブロックが相当大規模なものであると評価できるのに、国土交通省は地すべりブロック全体が動いた場合を想定せずに、小さい地すべりブロックだけを想定して対策工事を予定していることから、本件ダム計画においては、試験湛水中に大規模地すべりを起こした大滝ダムでの失敗が繰り返される可能性が高いこと</p> <p>5) 「湛水による地すべりの可能性がある箇所」を22箇所、「地すべり対策が必要な箇所」を3箇所とする国土交通省の判断に合理的根拠がないこと</p> <p>6) 地すべり対策が必要とされている二社平の地すべりブロックについて、同地区の地形・地質構造からは、国土交通省が対策の前提としているより広い地すべり面が想定されるべきであって、国土交通省の予定している地すべり対策では地すべりに対する安全が確保されえないこと</p> <p>7) 横壁・西久保地区では、地すべり地として認定しなかった斜面で100メートル以上にわたり地すべりが起こった横壁・小倉地区と同様の地形・地質条件を有することから、同地区について詳細な調査をすべきであるのに、国土交通省が同地区を地すべり対策が必要な箇所に分類せず、詳細な調査を行っていないこと</p> <p>8) 横壁・白岩沢右岸地区についての国土交通省の地すべり危険度評価は、危険度評価の対象斜面を誤り、かつ危険度評価の基準とすべき地層を誤った見当違いのものであること</p> <p>9) 本件ダム計画の地すべり対策において採用されている計画安全率が、斜面安定の見地から不相当に低く、かつ、本件ダム計画において、地すべり対策の要否を判断する際採用されている定数を基準とすると、地すべり対策が必要ないと判定される斜面において湛水時の安全率が1を下回る場合があること</p>			

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲D第15号証	鑑定意見書:ハッ場ダムサイトの地盤 の安全性について	写	H20.5.2	坂巻幸雄
	立 証 趣 旨			
	<p>本件ダムサイト地盤のダム基礎としての適性を判断し、必要な対策工法を決定する前提となるべき、地質調査の結果に対する国交省の評価は、調査の結果判明した事実をダムの安全性確保の見地から科学的合理性をもって評価したものとはいえないことから、本件ダム計画は施設自体の安全性に関する保障を欠き、湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くこと</p> <p>1) 基礎岩盤の評価・岩級区分について 岩級区分は、ダムサイト地盤のせん断抵抗力を判定する上で重要な指標であり、割れ目の存在も考慮して岩盤評価を行わなければならないが、国交省が本件ダムサイトについて行った岩級区分は、ルジオン値が高いことから割れ目の存在が推認される部分の岩級区分を、C H級、B級とする不自然なものであること 本件ダムサイトに存在する割れ目は、せん断抵抗力が小さく、水平加重に対し弱線となる低角度のもので、かつ、開口した状態のものであるところ、国交省の作成した岩級区分図は、本件ダムサイトに存在する割れ目系の成因(節理なのか断層なのか)を検討しておらず、割れ目系の空間的分布・形成時期について必要な考察がなされないまま作成されており、本件ダムの安全性を確保するため必要な工法を選定する資料として不適切であること</p> <p>2) ダムサイト左岸の「擾乱帯」について 甲D1号証の報告書に「擾乱帯」と記載されたダムサイト左岸の脆い岩盤について、後に「ダム基礎として問題ない」とした国交省の評価の変遷に合理的な根拠がなく、また、前記岩盤は、断層(破碎)帯の要件を十分備えており、かつ、河道側へ延びている可能性があること</p> <p>3) 右岸上流部の熱水変質帯について 本件ダムサイト両岸に存在する変質帯の分布状況からすると、熱水変質帯は下流のダムサイト中心部へ延びているとみるべきであって、熱水変質帯がダムサイト中心部へ延びていないとする国交省の判断は誤りであること 変質帯は、ダム湛水により拡大する可能性があるのに、国交省は調査報告書において変質帯拡大の可能性について言及していないこと</p> <p>4) 河床付近の基礎地盤は難透水性であるとする国交省の判断に信用性がないこと 本件ダムの河床標高以深は難透水性であるとする国交省の判断は、十分に地質調査に基づいておらず、また、河床標高以深に、ダム満水時に亀裂破壊を起こす可能性のある高透水の箇所がある事実と矛盾することから、信用性が認められないこと</p> <p>5) 本件ダムサイト下流見晴台の南西の左岸の河床に、ダムサイト付近の岩盤の不連続面の形成過程を判断する上で当然考慮されるべき断層が存在すること、国交省の作成したほぼすべての調査報告書において前記断層の存在が隠蔽されていること</p>			